

R7年度

新婚夫婦の新生活のスタートアップを応援します！

新婚新生活住まいる 補助金

【補助対象費用】

- ◎住居費：①住宅取得費用
②住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ◎引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用（実費）
- ◎リフォーム費用：リフォーム業者へ支払った費用（実費）

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの経費のうち、
令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払った費用が
補助対象費用となります。



【補助対象者】

①婚姻届
令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に提出し、受理されている。

いいえ

はい

②夫婦の年齢
夫婦の双方の年齢が婚姻日において満39歳以下である。

いいえ

はい

③夫婦の所得
所得証明書をもとに算出した夫婦の所得が500万円未満である。
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。

いいえ

はい

④対象となる住居
対象となる住居が諏訪市内にあり、かつ、夫婦の双方が当該住宅に住所を有している。

いいえ

はい

⑤その他
以下の項目を全て満たす。
(1)他の公的制度による住宅取得、引越、リフォーム、家賃に係る補助等を受けていない。
(2)過去にこの補助金制度に基づく補助を受けていない。
(3)夫婦のいずれもが市税等を滞納していない。
(4)暴力団関係者でない。
(5)5年以上継続して諏訪市に居住する意思がある。

いいえ

はい

該当

※昨年申請を行い、補助上限に達しなかった世帯は継続補助の対象となります。
※雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。

非
該
当

【助成金額】

1世帯当たり最大30万円

ご夫婦の双方の年齢が
婚姻日において30歳未満の場合

1世帯当たり最大60万円

【申請期限】

令和8年2月27日まで

※ただし、申請が予算額に達した場合、
受付を終了することがあります。



【申請希望の場合】

必ず事前に担当課へご連絡ください。
補助対象要件を確認後、申請書様式をお渡しします。

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課
地域支援係
TEL:0266-52-4141(内線288)

【申請フロー】

結 婚

住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム



事 前 相 談

交 付 申 請

審 査

口 座 振 込

《補助対象の要件》

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された満39歳以下の夫婦
- 対象となる住居が諏訪市にあり、かつ夫婦の双方が当該住宅に住所を有している
- 夫婦の合計所得金額が500万円未満

《住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム》

令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払った費用が対象

必ず事前に担当課へご連絡ください。

諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

TEL:0266-52-4141(内線288)

補助対象要件を確認後、申請書様式をお渡しします。

《申請期限》 令和8年2月27日(金)

※交付申請は支払い済みの費用に限る

《提出書類》

共通書類

- ☐ 諏訪市新婚新生活住まいる補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号-1)
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- ☐ 夫婦の住民票の写し
- ☐ 夫婦の所得証明書の写し
- ☐ 補助金振込先口座が確認できる書類(預金通帳の写し等)

◎申請内容により、以下の書類が必要になります。

【貸与型奨学金を返済している場合】

- ☐ 年間返済額が確認できる書類

【住宅取得の場合】

- ☐ 売買契約書、工事請負契約書等の契約内容が確認できる書類の写し
- ☐ 領収書等の写し

【住宅賃借の場合】

- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 住宅手当の支給額を証明する書類(給与所得者全員分)

【引越の場合】

- ☐ 領収書等の写し

【リフォームの場合】

- ☐ 工事請負契約書又は請書等の契約内容が確認できる書類の写し
- ☐ 領収書等の写し